

きょうしん定期性(定期・定積)総合口座取引規定

(無利息型普通預金(決済用総合口座)を含む)

第1条. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、きょうしん総合口座として利用すること(以下「この取引」という。)ができます。
- ① 普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金(無利息型普通預金)を含みます。以下同じ。)
 - ② 定期預金 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)、自由金利型定期預金(大口定期)および変動金利定期預金(以下これらを「定期預金等」という。)
 - ③ 定期積金
 - ④ 第2号の定期預金等および第3号の定期積金(以下これらを「預積金」という。)を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。
- ただし、当該各規定と本規定が抵触関係にある場合、この取引に限り本規定が優先して適用されるものとします。

第2条. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)および変動金利型定期預金の預入れは一口1万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除く。)、自由金利型定期預金の預入れは当組合所定の金額以上としこれらの預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

第3条. (定期預金等の自動継続)

- (1) 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

第4条. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは、この預積金の解約、この取引以外の定期預金等へ書替

継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金口座通帳とともに提出してください。

- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第5条. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金（無利息型普通預金）を除きます。）の利息は、毎年3月と9月の当組合所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

第6条. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の預積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の預積金残高の合計額の90%（1000円未満は切り捨てます。）または、当組合所定の限度額のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第7条. (貸越金の担保)

- (1) この取引に預積金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について当組合所定の額を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に預積金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている預積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額

の範囲内に収まるように入金してください。

第8条. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年3月と9月の当組合所定の日
に、1年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に
組入れます。この場合の貸越利率は店頭掲示のきょうしん総合口座貸越利率表
記載の貸越利率とします。
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだ
い直ちに極度額の範囲内に収まるように入金してください。
- ③ この取引の預積金の全額の解約により、この預積金の残高が零となった場合
には第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合
の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 18.25% (年 365
日の日割計算) とします。

第9条. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この預金口座通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出
事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届
出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この預金口座通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、この預積
金の元利金ならびに給付契約金等の支払い、またはこの預金口座通帳および定期
積金通帳(証書)の再発行は、当組合所定の手続をした後に行ないます。
- (3) 通帳の再発行については、当組合所定の手数料を徴求させていただきます。

第10条. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後
見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が
開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後
見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の
選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当
店に届出てください。
- (5) 第1項から第4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いま
せん。

第11条. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第12条. (即時支払)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき
- ② 弁護士等からの債務整理の受任通知を受け取ったとき。
- ③ 預金その他の当組合に対する債権について（仮）差押、保全差押または差押の命令、滞納処分があったとき。
- ④ 相続の開始があったとき
- ⑤ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ⑥ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだいそれらを支払ってください。

- ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

第13条. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第15条第4項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第14条. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ

が合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

第15条. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この預金口座通帳および定期積金通帳（証書）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この預金口座通帳に預積金残高がある場合で、定期預金等の残高があるときは、別途に定期預金等の証書（通帳）を発行します。定期積金の場合は、定期積金通帳（証書）を新たに発行するものとします。
- (2) 第12条第1項または第2項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき。
 - ②この預金の預金者が第17条第1項に違反したとき。
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。
- ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為

(5) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

なお、口座名義人が自然人で出生後 120 年を経過し、かつ残高が零の場合、その他一定の場合には、通知をせずに解約できるものとします。

(6) 第 2 項から第 5 項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(7) 第 2 項から第 5 項で、この口座を解約した場合、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

第 16 条. (差引計算等)

(1) 第 12 条第 1 項または第 2 項の各項のいずれかに該当したとき、もしくは第 12 条第 2 項の請求後一定期間支払がない場合、その他この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。

- ① この取引の預積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の預積金を解約して払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

なお、貸越元利金等を弁済したあと、預積金に残額があればこの取引の普通預金に入金します。

- ② 前号によりなお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預積金の利率はその約定利率とします。

第17条. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、預積金、預積金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

第18条. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 預積金は、満期日が未到来であっても当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該債務額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、預積金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額こえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 普通預金および預積金の利息の計算については、当組合の当該各取引の規定によるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到着した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、

手数料等の支払は不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第19条. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第20条. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

令和2年4月1日改訂